

米国（ニューヨーク州）からの家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置の解除について

米国家畜衛生当局からの情報により、米国ニューヨーク州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同州に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとしました。

1. 米国ニューヨーク州における弱毒タイプの鳥インフルエンザ（H5N2 亜型）の発生を受け、平成 20 年 5 月 30 日以降、同州から輸出される家きん及び家きん肉等について輸入一時停止措置を講じていたところである。
2. 今般、米国家畜衛生当局からの情報により、同州における鳥インフルエンザの清浄性を確認したことから、同州に対する家きん、家きん肉等の輸入一時停止措置を本日付けで解除することとし、関係機関に通知した。
3. なお、弱毒タイプの鳥インフルエンザの清浄性が確認されていないニューハンプシャー州、アイダホ州及びカリフォルニア州に対する輸入停止措置は継続する。

関連資料：

米国（ニューヨーク州）からの家きん肉類等の輸入一時停止措置について

<http://www.maff.go.jp/j/press/syouan/eitai/080530.html>

お問い合わせ先

消費・安全局動物衛生課国際衛生対策室

担当者：石橋、高木

代表：03-3502-8111（内線 4584）

ダイヤルイン：03-3502-8295

FAX：03-3502-3385

当資料のホームページ掲載 URL

<http://www.maff.go.jp/j/press/>